

成田市結婚新生活支援補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、新婚世帯に対し、婚姻に伴う住宅の取得、賃借等に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、新婚世帯の経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策の推進及び若者の定住促進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 当該年度（当該年度の前年度の3月を含む。）に婚姻をした夫婦であって、婚姻をした日（以下「婚姻日」という。）における年齢がいずれも39歳以下であるものをいう。
- (2) 住宅取得費 婚姻に伴い市内において新たに住宅の取得（婚姻日より前の住宅の取得で婚姻日から起算して1年以内のものを含む。）に要した費用をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 土地の購入に係る費用
 - イ 住宅ローンの手数料
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が適当でないと認める費用
- (3) 住宅賃借費 婚姻に伴い市内において住宅の賃借に要した費用であって、住宅の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、これらについて勤務先等から手当が支給されている場合には、当該手当に相当する額を除くものとする。
- (4) 引越費用 婚姻に伴い市内に引っ越しを行った際に要した費用であって、引越業者又は運送業者に支払ったものをいう。
- (5) 住宅リフォーム費用 婚姻に伴い市内において実施した住宅の改修（婚姻日より前の住宅の改修で婚姻日から起算して1年以内のものを含む。）に要した費用であって、当該住宅の機能の維持又は向上を図るための修繕、増築、改築、設備の更新等に要したものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 倉庫、車庫その他の住宅に附属するものに係る費用
 - イ 門、フェンス、植栽その他の住宅の外構に係る費用
 - ウ 冷暖房機、洗濯機その他の家電の購入及び設置に係る費用
 - エ 国、地方公共団体その他これらに準ずる者から助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けている費用

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が適当でないとする費用
(補助対象者)

第3条 結婚新生活支援補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯又は次項に規定する要件を満たす夫婦(以下「継続世帯」という。)とする。

- (1) 新婚世帯の所得(申請の日の属する月が1月から6月までの間にあつては前々年の、7月から12月までの間にあつては前年の所得に係るもの)を合算した額が500万円未満であること。この場合において、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っている場合にあつては、新婚世帯の所得を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して算出した額で判定するものとする。
 - (2) 申請日において、新婚世帯の双方又はいずれか一方が本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、当該住民基本台帳に記録されている住所が住宅取得費、住宅賃借費、引越費用又は住宅リフォーム費用に係る住宅の所在地であること。
 - (3) 申請日から2年以上継続して本市に居住する意思があること。
 - (4) 市税を滞納していないこと。
 - (5) 補助金に係る経費について国、地方公共団体その他これらに準ずる者から家賃の助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けていないこと。
 - (6) 過去に補助金(本市以外の地方公共団体が交付する結婚新生活支援補助金を含む。)その他これに類するものとして市長が認める補助金の交付を受けたことがないこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 前年度に補助金の交付の決定を受けた夫婦であつて、その額が次条第1項に規定する上限に達しなかったものであること。

(補助金の額等)

第4条 前条第1項各号のいずれにも該当する新婚世帯に係る補助金の額は、新婚世帯が当該年度に支出した住宅取得費、住宅賃借費、引越費用及び住宅リフォーム費用の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、30万円(新婚世帯の婚姻日における年齢がいずれも29歳以下である場合には、60万円)を限度とする。

- 2 継続世帯に係る補助金の額は、継続世帯が当該年度に支出した住宅取得費、住宅賃借費、引越費用及び住宅リフォーム費用の合計額(前項の規定により前年度に対象となった住宅取得費、住宅賃借費、引越費用又は住宅リフォー

ム費用に限り、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、30万円(継続世帯の婚姻日における年齢がいずれも29歳以下である場合には、60万円)から前年度に補助金の交付の決定を受けた額を差し引いた額を限度とする。

- 3 前各項に規定する住宅取得費又は住宅リフォーム費用について、これらの支出を金融機関からの融資により行った場合には、当該融資に係る返済に要した額を当該年度に支出したものとすることができる。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の末日までに結婚新生活支援補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第1号から第4号までに掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 婚姻を証する書類
- (2) 夫婦双方の住民票の写し
- (3) 夫婦双方の所得状況を証する書類
- (4) 市税の納付状況を確認できる書類
- (5) 住宅取得費、住宅賃借費、引越費用又は住宅リフォーム費用を支払ったことを証する書類
- (6) 貸与型奨学金の貸与を受けている者にあつては、貸与型奨学金の返済額を証する書類
- (7) 住宅取得費の支出があつた者にあつては、住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (8) 住宅賃借費の支出があつた者にあつては、住宅の賃貸借契約書の写し
- (9) 住宅リフォーム費用の支出があつた者にあつては、住宅の改修に係る工事請負契約書の写し
- (10) 勤務先から住宅に係る手当の支給を受けている者にあつては、それを証する書類
- (11) 誓約書(別記第2号様式)
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、継続世帯に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の末日までに結婚新生活支援補助金交付申請書に同項第5号に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 3 前各項の規定による申請をもって、当該申請に係る実績の報告があつたものとみなす。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条第1項本文又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、結婚新生活支援補助金交付決定・却下通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（交付の請求）

第8条 第6条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、結婚新生活支援補助金交付請求書（別記第4号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 第11条の規定に違反して財産の処分をしたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第6条第2項の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

（返還）

第10条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第11条 交付決定者は、補助金の交付により取得し、又は効用を増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は取り壊し、若しくは廃棄してはならない。ただし、交付決定者が交付された補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(令和5年度における補助金の特例)
- 2 令和5年度においては、第4条第2項中「30万円（継続世帯の婚姻日における年齢がいずれも29歳以下である場合には、60万円）」とあるのは「30万円」と、「補助金の交付」とあるのは「補助金と同等のものと市長が認めるものの交付」とする。

[別記様式 略]